

令和7年7月30日
中部地方整備局

記者発表資料の一部訂正について（令和7年6月20日発表分）

令和7年6月20日に記者発表しました『独占禁止法違反行為に係る指名停止措置について』において、事実概要及び指名停止措置理由の一部に誤りがありましたので訂正いたします。

関係する皆様には、ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に万全を期して参ります。

【訂正理由】

- ・日本コンベヤ株式会社は、課徴金納付命令の対象事業者ではないため
- ・IHI運搬機械株式会社は、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者ではないため

【訂正内容】

訂正箇所	訂正前	訂正後
4. 事実概要	公正取引委員会は、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、日精(株)、フジパスク(株)、IHI運搬機械(株)について、<u>排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</u> また、建設業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、新明和工業（株）、日本コンベヤ（株）、IHI運搬機械（株）について、<u>排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</u>	公正取引委員会は、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、日精(株)、フジパスク(株)、IHI運搬機械(株)<u>を公表した。</u> また、建設業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、新明和工業（株）、日本コンベヤ（株）、IHI運搬機械（株）<u>を公表した。</u>
5. 指名停止措置理由	有資格業者である上記5社が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を<u>行い、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた</u>ことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第5号（下記参照）に該当する。	有資格業者である上記5社が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を<u>行っていたとして、公正取引委員会により公表された</u>ことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第5号（下記参照）に該当する。

訂正後の記者発表は添付のとおりです。

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号（052）953－8138



令和 7 年 6 月 2 0 日
令和 7 年 7 月 3 0 日 訂正
中 部 地 方 整 備 局

独占禁止法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：①日精株式会社 東京都港区西新橋一丁目18番17号
及び住所 ②フジパスク株式会社 東京都世田谷区上馬四丁目2番5号
③I H I 運搬機械株式会社 東京都中央区明石町8番1号
④日本コンベヤ株式会社 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル
⑤新明和工業株式会社 兵庫県宝塚市新明和町1番1号

2. 指名停止措置期間：①③⑤：令和 7 年 6 月 2 0 日から令和 7 年 8 月 1 9 日まで（2 カ月）
②④：令和 7 年 6 月 2 0 日から令和 7 年 1 0 月 1 9 日まで（4 カ月）

3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要

公正取引委員会は、令和 7 年 3 月 2 4 日、建設業者が発注する特定地下式 P S 工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、日精(株)、フジパスク(株)、I H I 運搬機械(株)を公表した。

また、建設業者が発注する特定エレベーター方式 P S 設置工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、新明和工業（株）、日本コンベヤ（株）、I H I 運搬機械（株）を公表した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である上記 5 社が、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会により公表されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 5 号（下記参照）に該当する。

<指名停止措置要領 別表第 2 >

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第 12 号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 2 カ月以上 9 カ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号（052）953－8138